

市議会定例会提出議案（財産の取得）に同意することについて

次のとおり財産を取得することについて市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

2025年（令和7年）5月22日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 将 宏

提出する議案

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、「藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条等の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。

参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋
（財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売渡し（土地については、1件5,000平方メートル以上の

ものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売渡しとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

(長の職務権限)

第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

(中略)

四 教育財産を取得し、及び処分すること。

五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。

六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。